

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和6年5月28日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和6年5月28日（火） 午前9時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前9時

開議宣告

会議録署名委員の指名 青木委員（南あわじ市） 近藤委員（学校組合）

前回会議録の承認

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前9時39分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教 育 長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 近 藤 宰 常、青 木 京、清 水 真 澄、山 本 真 也

《学校組合》

（教 育 長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 狩 野 時 夫、近 藤 宰 常、山 本 真 也、橋 本 直 之

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 福 田 龍 八、教育次長補兼学校教育課長 上 原 泉、
教育総務課長 田 村 智 巨、社会教育課長 眞 野 匡 史、
社会教育課付課長兼生涯学習推進室長 阿萬野 真 司、
図書館長兼滝川記念美術館玉青館長 山 家 光 泰、
スポーツ青少年課長 柏 木 映理子、学校給食センター所長 山 形 さゆり、
教育総務課係長 佐々木 友 美、教育総務課主査 興 津 里 香

6. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第18号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について
原案可決

南あわじ市地区公民館長の任命について
議案第19号 原案可決

1. 開 会

午前9時

【新宅教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【新宅教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、青木委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、近藤委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【新宅教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

【狩野委員】 (発言について修正の申し出あり)

【青木委員】 (発言について修正の申し出あり)

【上原次長補】 (発言について修正の申し出あり)

【新宅教育長】 (発言について修正の申し出あり)

【新宅教育長】 そのように修正いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ご意見がないようですので、前回教育委員会定例会会議録については

先ほどご発言をいただいた部分を修正した上で原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の定例会の会議録は一部を修正した上で承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【新宅教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

先日、小中学校の校長面談が終了しました。4月当初に教育委員会から提案しておりました授業改革・校務改革について、校長から具体的な取組の説明がありました。また、この後の総合教育会議でも、授業改革・校務改革についてお話させていただきます。

それでは、まず「(1) 4月30日の校長会において」ですが、私の方から話をした内容について報告させていただきます。まず、「教職員一人一人の状況把握」として声掛けをしっかりと行ってほしいということです。例年5月の連休明けになりますと、かなりの教職員が体調不良等の不調を訴える状況ですので、そのあたりの配慮をお願いいたしました。次に、「4月を忙しくしない仕組みづくり」についても年度当初にお願いしておりましたが、その後、校長は各校でどのようなことを感じてどのように改善していこうとしているかという問いかけをしました。次に、「授業改革に向けて取組のスタートは切れたか」につきましては、自校での取組をこの場で校長が語れますか、という問いかけをいたしました。このことについては、先日の校長面談で各校からかなり具体的な説明がありました。次に、「保護者、地域への取組の説明を丁寧に」につきましては、学校の取組を丁寧に説明してくださいと話をしております。特に校長が先頭に立って自分の言葉で語ってほしいと伝えております。それについての教育委員会での仕組みづくりも進んでおります。

次に、「(2) 5月9日～10日の全国都市教育長協議会定期総会並びに研究協議会(長崎大会)に参加して」です。「生きる力を育む教育の在り方」を大会テーマとして、全国から都市教育長が参加しました。文科省からの講話があり、その後部会に分かれての協議がありました。私は学校教育部会に参加してまいりました。部会では、①社会変化に伴う教育課題への対応、②コミュニケーション能力の育成、③教員の資質向上と働き方改革に向けた取組、④地域の実態に応じた小中一貫教育の推進の4点が挙げられ、他市の教育長と議論をしてまいりました。

以上2点につきまして、ご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

【新宅教育長】 次に「議事」に移ります。

「議事」につきましては南あわじ市議案2件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第18号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第18号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【福田次長】 ただいま上程いただきました議案第18号の提案理由をご説明いたします。

本件につきましては、来る令和6年5月31日に招集される、令和6年第126回南あわじ市議会定例会に提案予定の議案「令和6年度 南あわじ市一般会計補正予算（第1号）」が対象となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されており、このたび、当該案件について市長からの求めに応じ、本日の定例会に提案するものです。

それでは令和6年度 南あわじ市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容は、小学校音楽室空調設備整備工事にかかる財源組替のほか、沼島小・中学校のためにいただいた寄附金を活用する丸川プロジェクト事業にかかる補助金と、三原健康広場非常用発電機等更新工事となっております。

5ページをお開きください。10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育振興費において、丸川プロジェクト事業補助金100万円を計上しています。これは、本年1月1日に発生した能登半島地震を受け、沼島小・中学校の児童生徒が被災地を元

気づけたいとの思いのもと被災地を訪問し、ボランティア活動などを実施する事業です。

2 項、小学校費、4 目、施設整備費では、今年度実施しようとする小学校音楽室空調設備整備工事に伴う国庫補助金の内定額が当初予算額を下回ったため減額し、その補てんとして地方債を追加発行して財源の組み替えを行います。

6 項、保健体育費、2 目、体育施設費では、緊急に設備更新が必要となった三原健康広場非常用発電機等について工事費 1, 5 0 0 万円を計上しています。

ただ今ご説明申し上げました内容に伴う地方債の補正、歳入の補正については、各ページに記載しておりますのでご覧おきください。

以上で、議案第 1 8 号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【青木委員】 質疑ではないのですが、丸川プロジェクトについて、最初にどんなことに取り組まれるのかなと楽しみにしていたのですが、沼島小・中学校の子どもたちが被災地を元気づけるための訪問を計画されているということで、とても心温まる思いがしております。いいことを選ばれたなあという気持ちがしております。

【新宅教育長】 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第 1 8 号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第18号は、原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第19号

「南あわじ市地区公民館長の任命について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第19号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【眞野課長】 ただいま上程いただきました、南あわじ市教育委員会議案第19号の提案理由をご説明申し上げます。

南あわじ市内には、社会教育法第21条の規定に基づき、21館の地区公民館を設置しており、地区公民館長の任用は年度ごとに行われておりますが、このたび、津井地区公民館長の興津良祐様から辞職願が提出されたことを受け、後任として6月1日より 清水公博様を新たに任命するものです。なお、清水様の任期は前任者の残任期間となることから、令和7年3月31日までとなっております。

以上で、議案第19号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第19号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第19号は、原案のとおり決定されました。

6. 協議及び報告事項

【新宅教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 令和6年度第1回総合教育会議について

【新宅教育長】 まず、「令和6年度第1回総合教育会議について」、事務局より説明をお願いします。

【田村課長】 総合教育会議は、前回説明させていただいたとおり、この後午前10時よりこの会議室にて開催させていただく予定です。総合教育会議の資料につきましては、事前にお送りさせていただいておりますが、一部資料につきましては当日配付となりましたことをお詫び申し上げます。

本日の総合教育会議では、その資料を元に協議いただきたいと思います。会議の流れとしましては、最初に、出席者の紹介をさせていただき、その後、『「学ぶ楽しさ日本一」をめざして—授業改革・校務改革・教育施設環境の観点から—』について協議をお願いいたします。

前回の定例会での説明より、議題の書きぶりを一部変更させていただいております。前回は、『主体的・対話的で深い学び—授業改革・校務改革・教育施設環境の観点から—』とさせていただいておりましたが、より協議内容を分かりやすくするため『主体的・対話的で深い学び』を『「学ぶ楽しさ日本一」をめざして』に変更いたしました。協議内容自体に変更はございませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

協議につきましては、「授業改革・校務改革」と「教育施設環境」に分けてそれぞれ事務局から内容を説明させていただき、その後、市長から各委員へご意見をおうかがいしていくという流れで進めてまいります。

総合教育会議の会議時間につきましては、午前10時に開会しまして概ね2時間程度、正午を目途に閉会としたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件について、何かご意見ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【新宅教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

7. その他

【新宅教育長】 次に「その他」に移させていただきます。
何かございませんか。

○運動会のアンケートについて

【清水委員】 市内で、既に運動会が開催された学校があると思います。運動会の後、学校より運動会に関するアンケートの依頼があんしんネットを通じてありました。いろいろ意見を書かせていただき送信しようとしたのですが、500字以内という文字制限があったのでできませんでした。保護者や地域の方にアンケートを依頼する場合、文字制限があるというのはどうなのかなと思いました。もしシステム上、制限があるのであれば、アンケートの最初にそのような注釈を入れていただきたいと思いますし、いろいろな意見をお聞きになりたいのであれば、できれば文字数制限は解除いただきたいと思います。

【上原次長補】 学校によってアンケートなどの対応も様々ですので、まず、保護者として学校へお問い合わせいただければと思いますし、それによってすぐ解決できる場合もあるかと思うのでよろしく願いいたします。ご意見ありがとうございました。

○学校徴収金の公会計化について

【上原次長補】 令和7年度から予定しております学校給食費等学校徴収金の公会計化と一括徴収管理について、ご説明させていただきます。

「学校徴収金」については皆さまご承知のとおり、学校給食費や教材費など、児童生徒の教育活動に必要な費用のうち保護者の皆さまにご負担いただく経費のことで、現在、市内の小中学校では資料の「私会計」と「公会計」の図のとおり、私会計では学校長が保護者から集金して、給食費を学校給食会へ、教材費を購入業者へ支払っています。これを「公会計化」すると、保護者からの集金を市が行うとともに、給食の食材費や教育活動に必要な教材費を市の歳出予算に計上し、市が業者への支払処理を行う仕組みになります。このように、公会計化とは、学校徴収金の管理を学校に委ねず、自治体の会計に組み入れる制度のことをいいます。

次に、「なぜ公会計化するのか？」につきましてご説明させていただきます。学校徴収金の徴収・管理について、平成31年の中教審において「学校以外が担うべき業務であり地方公共団体が担うべき」との答申があり、これを受けて文科省からは「学校給食費」の公会計化を進めるように全国の自治体に通知がありました。すでに洲本市は令和4年度から、淡路市は令和5年度から学校給食費を公会計化しています。当市におきましても令和7年度から公会計化を予定しております。

資料の「市内のある小学校の通帳管理状況」の図をご覧ください。この図は、市内のある小学校の通帳保有状況です。この学校では17通の通帳を管理しています。これをご覧いただくと、学校給食費だけを公会計化しても通帳が1通減るだけで、その他の学校徴収金の管理は引き続き学校に残ることが分かります。実際にお金を扱う先生方にもアンケートを実施しましたが、お金の管理を負担に感じているとの声が多く寄せられました。このため、当市では学校給食費だけではなく、学校給食費以外の学校徴収金もできる限り公会計化し、未納対策も含めて市が一括管理することで、教職員の負担軽減を図ってまいります。また、公会計化の目的として、公会計化することで学校現場の多忙性を解消するとともに、学校からできる限り現金の取り扱いをなくすことで、会計管理の透明性、安全性の確保につながると考えております。

先ほど「できる限り公会計化する」と申し上げましたが、残念ながら、現在、学校が管理している徴収金すべてを公会計化できるわけではありません。児童生徒の教育活動に必要な経費は公会計化できますが、例えば、児童生徒の教育活動とは直接関係がないPTA会費や、個人によって徴収額が違う部活動費などは、市の歳入歳出予算に計上することは不適當であるため、公会計化対象外となります。なお、学校を通さず、直接、保護者と業者でやり取りができるものも公会計化対象外とするなど、「公会計化する、しない」を資料にまとめておりますのでご覧ください。これにつきましては、小中学校の代表校長、教頭、教職員組合代表等で構成する検討委員会にて協議の上決定しております。時間の都合上、個々の説明は省略させていただきます。恐れ入りますが、後ほどご覧おきください。

なお、公会計化できない徴収金につきましては、校長会、また、各校で今後の取り扱いを検討しております。

学校給食費を含めた公会計化対象の学校徴収金につきましては、口座振替により保護者から徴収をします。現在、学校でも口座振替での徴収を行っており、保護者には手数料が安価なゆうちょ銀行口座での届出をお願いしているところです。これが公会計化後は、ゆうちょ銀行以外にも市の取扱い金融機関を選択できるようになりますので、保護者の利便性は向上すると考えております。また、公会計化後の振替手数料は市が負担することとなります。なお、6月から2月に定額徴収し、3月に精算させていただきます。令和5年度実績を勘案しつつ、現在、再検討中でございます。

なお、保護者の皆さまには、令和7年度から公会計化する旨を年度初めに各校PTA総会等でご案内させていただきましたが、今後の具体的な手続きにつきましては、秋ごろを予定しております。

また、市が学校徴収金を管理するにあたり、今年度、新たに学校徴収金管理システムを導入予定です。6月末にプロポーザル審査委員会を開催し、最優秀提案事業者の選定をする予定となっております。

学校徴収金管理システムは、学校教育課、給食センター、各小中学校に導入します。学校からはお金の管理はなくなりますが、「誰が給食を何食食べたか」「誰がドリルを何冊買ったか」など、「誰からいくら徴収するか」は、学校でなければ分からないため、新たに導入する学校徴収金管理システムを使って、各学校で管理いただくことになります。学校で入力されたデータをもとに、学校教育課が徴収事務を行います。

また、未納対策についても学校教育課が行います。未納者への督促、催告、臨戸訪問等を行い、未納を放置することなく、債権回収を行ってまいります。

現在、令和7年度からの公会計化開始に向けて、学校教育課、給食センター、そして各校で準備を進めているところです。これまでの仕組みを大きく変えることになるため一時的に学校現場にも負担をかけることになると思いますが、公会計化後はお金の管理を市が行うことになるため、教職員が集金や未納対応などのお金を管理することはなくなります。

公会計化により学校現場の多忙性を解消し、教員が児童生徒と向きあう時間を増やし、「学ぶ楽しさ日本一」の推進につなげていきたいと考えております。

【新宅教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【狩野委員】 公会計化が実現に向かってよかったと思っております。ずっと以前より、公会計化については要望してまいりました。当時は未納者に対する対応も学校で行っており大変でした。この部分を教育委員会が担ってくれるということで学校の負担が軽減される非常にいい体制ではないかと感じております。

【青木委員】 一保護者として、こんな大変な作業が学校で行われているのだということを知りませんでした。学校や先生方が担ってくださったいろんなことの大変さを保護者が知らないということがあまりにも多いと感じています。

今後、教育委員会の事務局でこの作業を担うということで大変さはあると思いますが、現場の先生方の負担軽減につながり先生方が幸せになってくれることを切に願っています。

○8月教育委員会定例会の日程調整について

【田村課長】 8月の教育委員会定例会については、日程調整の結果、8月28日（水）午前10時から第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

9. 閉 会

【新宅教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午前9時39分